

# 新しくなったインテリアプランナー資格制度

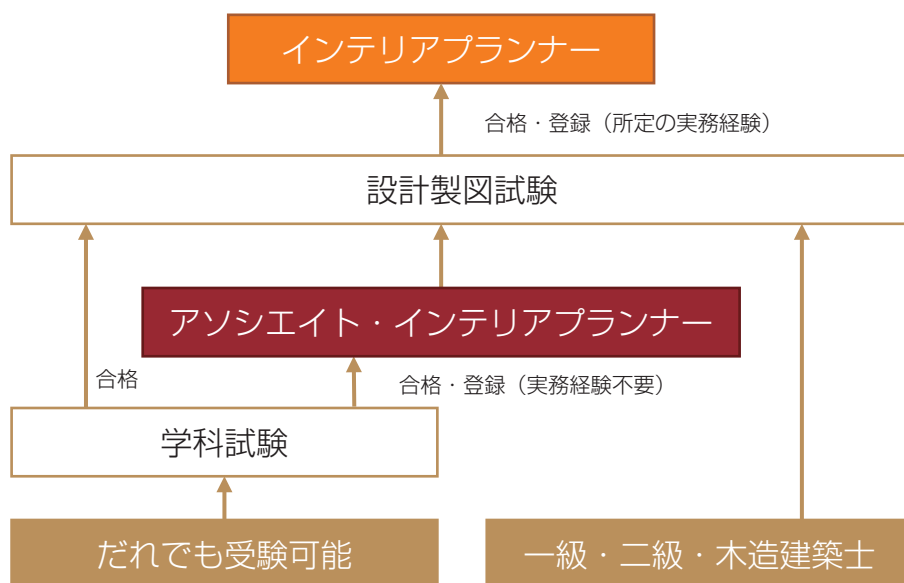
# INTERIOR PLANNER

## 受験しやすくなりました！

受験資格の年齢制限がなくなり、誰でも受験可能です。  
また、全ての建築士は、学科試験が免除となり、設計製図試験から受験可能です。

## アソシエイト・インテリアプランナーの創設！

学科試験の合格者は、アソシエイト・インテリアプランナー（AIP）に登録可能です。



# インテリアプランナーとは



平成28年度 設計製図試験解答例(透視図)

インテリアプランナーは、高品質で魅力的なインテリア空間をトータルに実現できる設計能力を持った資格者に与えられる称号であり、インテリア設計等に関し、建築士の業務と共通部分を持ちつつ、専門的・高度なまたは独自の知識・技能を有する者として、試験・登録・更新講習制度により、その能力を審査・証明されたプロフェッショナルです。

建築物のインテリア空間は、生活者(使用者)がもっとも身近に接する生活(使用)空間です。この空間は、安全で・使いやすく・快適な空間であることはもちろん、必要に応じリニューアルや交換等を行いながらできるだけ長くその性能を持続し続けること、環境にも配慮したものであること、経済的合理性のあることなどが求められます。

このような要請にこたえていくためには、生活者(使用者)の行動、感覚等の理解や把握、空間に対するスケール感、インテリアエレメント(インテリア空間を構成する構造、建築設備、仕上げ、家具、照明器具等)や各種法令・基準等に関する知識や情報などが求められることから、建築の構造や設備に関する基礎知識を持ちつつ、トータルにインテリア空間を設計し、工事が設計通りに行われているかの確認・指示を行っていく能力が必要です。

## ● プロフェッショナルの証として

インテリアプランナーは、自ら建築士である場合は建築設計とともにインテリア設計等のプロフェッショナルであることの証明に、建築士でない場合は建築士と協働してすぐれたインテリア空間を生み出したり、建築士でなくても可能なリフォーム等において建築に関する基礎知識を有するインテリア設計等のプロフェッショナルであることの証として活躍が期待されています。今後、インテリア空間に対するニーズの高まりを背景にインテリアプランナーが各分野での活躍が求められ、多様なビジネスモデルが生まれてくることが期待されます。なお、インテリアプランナー登録者の約80%は建築士です。職域は、インテリア設計・施工会社以外に、建築設計事務所、総合建設業、プレハブ会社・不動産業など多様です。

## ● アソシエイト・インテリアプランナーとは

平成28年度から、インテリアプランナーの称号に加えて、新たな称号「アソシエイト・インテリアプランナー」が設けられました。インテリアプランナーになるための前段階の称号として、年齢制限や実務経験も不要で誰でも受験できますので、若い方々や広くインテリアに興味がある方々の挑戦を期待しています。また、これを足掛かりにインテリアプランナーを目指す方々が増え、インテリア設計等への関心が高まっていくことを期待しています。

なお、現在の登録者の平均年齢は約26才で、約70%が学生の方々です。

## ● インテリアプランナー（IP）とアソシエイト・インテリアプランナー（AIP）資格の対比

※表中の「インテリア」は、建築物の内部空間（＝インテリア空間）を構成する構造、建築設備、仕上げ、家具・照明器具等のインテリアエレメント等を総称して用いています。

「インテリアプランナー」（略称：IP）	
資格要件	IP 試験の設計製図試験に合格し、所定の実務経験を有したうえで、登録又は更新の登録をしたもの
有する知識及び技能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インテリア設計等に関する知識・技能を有する</li> <li>・ 具体には、建築物の構造や設備との関係を把握し、安全性、快適性、環境等に配慮したインテリア空間の計画及び設計並びにインテリアエレメントのコーディネート、さらにはリフォーム、維持・管理等に関する知識及び技能を有する</li> </ul>
主な業務等	住宅・店舗・事務所・公共建築物など様々な用途の建築物を対象として、次のような幅広い業務等を行うことができる <ol style="list-style-type: none"> <li>① インテリアのデザインイメージ作り</li> <li>② インテリアエレメントのコーディネート</li> <li>③ インテリアのリフォームの提案・設計</li> <li>④ インテリアの維持・管理の提案・計画</li> <li>⑤ インテリアの設計図書の作成（空間構成、室内環境・設備の計画及び設計、内装構法や仕上げ材料の選択、インテリアエレメントのコーディネート等）</li> <li>⑥ インテリアの工事監理</li> </ol>

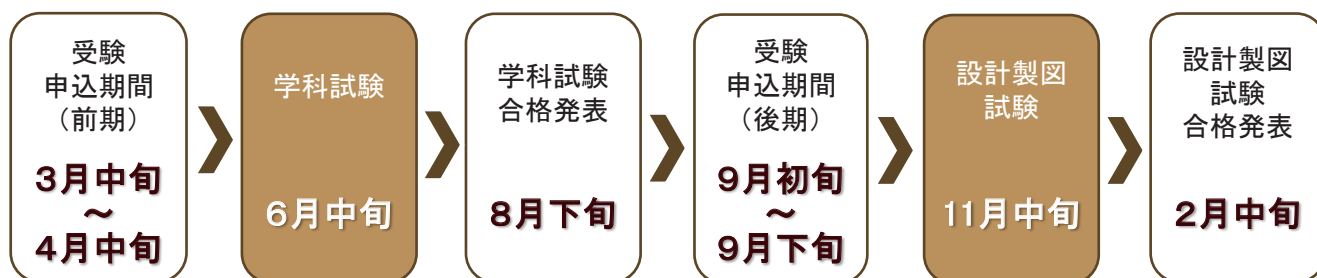
「アソシエイト・インテリアプランナー」（通称：准インテリアプランナー、略称：AIP）	
資格要件	IP 試験の学科試験に合格し、登録又は更新の登録をした者
有する知識及び技能	インテリア設計等に関する知識を有する
主な業務	IP になるための基礎的な知識を有し、建築士又は IP の指導の下、インテリア設計等の補助業務を行うことができる
資格のポイント	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 学科試験は誰でも受験できるようになること、また、学科試験のみを受験することが可能になることとあわせ、インテリアを学ぶ学生等 IP を目指す方にとって、前段階として、挑戦しやすい称号であり、就職活動等にも活用できます</li> <li>② 学科試験を合格し、登録することによって AIP となった方には、設計製図試験の受験資格が、登録後5年間与えられます。これまで以上に、学科・設計製図の学習を時間をかけて計画的に進めることが可能となります</li> </ol>

インテリアプランナー資格制度は、建築物のインテリアの設計及び工事監理並びにこれらに附帯する業務（「インテリア設計等」という。）に従事する者のインテリア設計等に関する知識及び技能についての審査、証明等を行うものです。この資格制度は昭和62年度に創設され、平成12年度までは国土交通大臣が認定する事業として当センターが実施してきましたが、平成13年度からは従来の制度を引き継ぎ、当センター独自の資格制度として実施してきているものです。

# インテリアプランナー資格制度の概要

## <インテリアプランナー試験>

- ◆ インテリアプランナー試験（以下 [IP試験] という。）は、学科試験と設計製図試験から構成し、原則として、学科試験を合格した者が設計製図試験を受けることができます。ただし、アソシエイト・インテリアプランナー、建築士（一級・二級・木造建築士）は、学科試験が免除されます。また、受験資格としての年齢制限等は設けず、学科試験はどなたでも受験することができます。
- ◆ IP試験の学科試験を合格した者は、登録することにより「アソシエイト・インテリアプランナー」（准インテリアプランナー）の称号が付与されます。
- ◆ 設計製図試験を合格し、実務経験等の登録要件を満たす者は、登録することにより「インテリアプランナー」の称号が付与されます。
- ◆ 学科試験の出題数は50問です（試験時間は2時間30分）。
- ◆ 設計製図試験の出題内容は、建築物における空間の使われ方、生活のイメージが判るようなインテリア設計です（試験時間は6時間）。
- ◆ 資格制度、試験概要、試験データ、出題範囲、過去問題及び解答例・解説等を掲載した学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」を頒布していますので、ぜひご活用ください。「学科試験編」と「設計製図試験編」があり、購入方法の詳細は、当センターホームページをご覧ください。
- ◆ 受験手数料は、学科試験9,000円、設計製図試験15,000円、学科試験+設計製図試験24,000円（いずれも+消費税）です。
- ◆ 受験申込書の受付及び試験日程の概要は、以下のとおりです。



## <インテリアプランナーの登録、遅延登録、更新講習・更新の登録、再登録>

- ◆ 原則として、IP試験に合格した日から5年以内に新規の登録をしなければ称号が付与されません。ただし、所定の講習を受けることにより遅延登録が認められます。
- ◆ 登録要件の実務経験年数は、「0年又は一律2年」です。
- ◆ 登録が抹消された場合であっても、所定の講習を受けて、所定の要件を満たすことにより再登録ができます。
- ◆ 手数料は、新規登録10,000円、更新講習+更新の登録20,000円、再登録20,000円（いずれも+消費税）です。

## <アソシエイト・インテリアプランナーの登録、更新講習・更新の登録>

- ◆ IP試験の学科試験を合格した日から5年以内に登録すれば、新たに称号が付与されます。
- ◆ 登録日から5年を経過した日の属する年の9月30日までに更新講習を修了し、更新の登録を受けなければなりません。
- ◆ 合格した日から5年を過ぎた場合の、遅延登録及び再登録制度はありません。
- ◆ 手数料は、新規登録2,000円、更新講習+更新の登録9,000円（いずれも+消費税）です。

